

第 7 次水質総量削減の実施について

第 1 制度の概要とこれまでの削減実績

1 水質総量削減制度の概要

- (1) 水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和 55 年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。この制度は環境基準達成が目的であるが、急激な削減は困難であるため、実現可能な削減目標値を 5 年毎に設定して段階的に取り組んできた。
- (2) 国が定める総量削減基本方針^{*1}に基づき、昭和 55 年から東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の 3 海域の関係都府県が水質総量削減計画^{*2}を第 6 次にわたり策定し、総量規制^{*3}を実施している。
- (3) 総量規制では、COD については制度開始当初から、窒素及びりんについては第 5 次 (H12-16) から指定項目となっている。

* 1 : 総量削減基本方針 (水濁法第 4 条の 2)

環境大臣が指定水域ごとに発生源別及び都府県別の削減目標量、目標年度等の汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるもの。

* 2 : 総量削減計画 (水濁法第 4 条の 3)

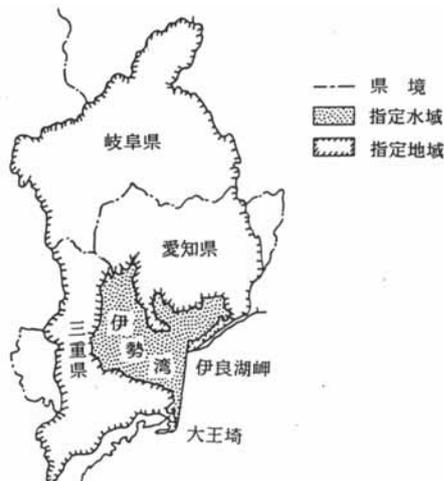
関係都府県知事が総量削減基本方針に基づき、発生源別 (生活系、産業系、その他系) の削減目標量、削減方途 (業種ごとに定める濃度 (C 値) の設定等) などを定めるもの。

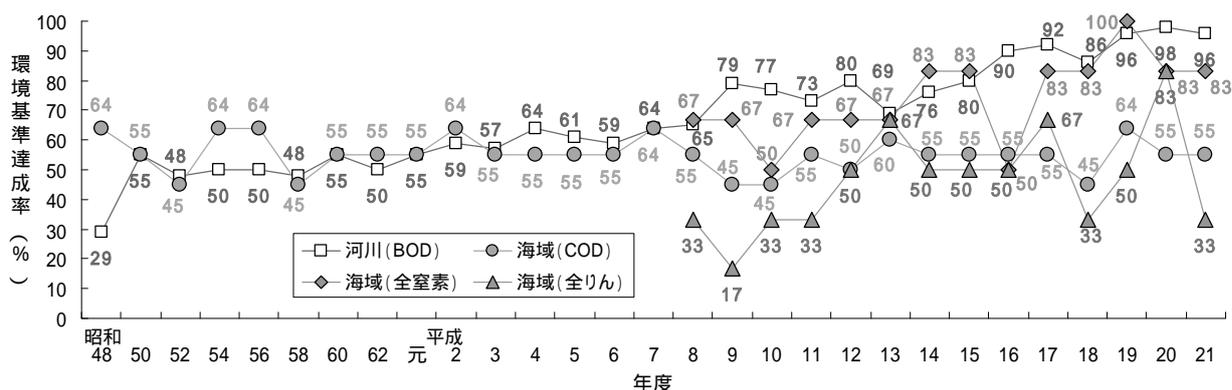
* 3 : 総量規制

指定地域内に存在する日平均排水量が 50m³ 以上の指定地域内事業場に対して、C 値に排水量を乗じた汚濁負荷量により排出総量を規制する制度。

伊勢湾 (三河湾を含む。) における指定水域及び指定地域

下図に示すとおり、指定水域は伊良湖岬から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域である。指定地域は、愛知県においては、天竜川水系である北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっている。





(注) 達成率(%) = (達成水域数) ÷ (総水域数) × 100

図 河川、海域における環境基準達成率の経年変化

2 削減量の実績 (愛知県)

6次にわたる総量規制により、昭和55年度当初から平成21年度までの削減量は、CODについては48%、窒素については21%、りんについては43%である。

負荷量の単位：ト/日

		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	計画策定 時からの 総削減量 (総削減率)
総量削減計画 策定年月		S55年 4月	S62年 5月	H3年 3月	H8年 7月	H14年 7月	H19年 6月	
目標年度		S59	H元	H6	H11	H16	H21	
COD	削減目標	172	163	153	136	122	104	
	負荷量(実績)	163	153	142	127	110	93	
	削減量 (削減率)	9 (5.2%)	10 (6.1%)	17 (11.1%)	14 (10.3%)	18 (14.6%)	14() (13.5%)	
窒素	削減目標	\				78	70	
	負荷量(実績)					73	66	
	削減量 (削減率)					8 (10.3%)	8() (11.4%)	
りん	削減目標	\				8.7	6.1	
	負荷量(実績)					7.6	5.4	
	削減量 (削減率)					2.6 (29.9%)	1.1() (18.0%)	

H21実績値は暫定値のため、削減量及び削減率も暫定値である。

第2 国の第7次水質総量規制制度の方針等

中央環境審議会からの「第7次水質総量削減の在り方について」(平成22年3月答申)において、必要性和対策方針について次のとおり示されている。

1 必要性

- ・ 環境基準達成率は、COD、窒素、りん共に、水質総量規制制度開始当初より改善されているものの近年は横ばいの推移を示している。
- ・ 長年にわたって排出してきた汚濁負荷は海底に蓄積しており、海底の底質から窒素、りんが再び溶出してくることから、陸域からの汚濁負荷を削減しても底質からの溶出により直ぐには改善してこなかった。
- ・ 各種汚濁負荷削減対策を実施することで、底質が改善し、水質は今後着実に改善していくと予測された。
- ・ こうしたことから、伊勢湾については、今後も水質改善のための取組が必要であり、平成26年度を目標年度として、水質総量規制を継続することが必要である。

2 対策方針

ア 汚濁負荷削減対策

・ 生活系

生活系負荷量は全体にしめる割合は依然として大きいことから、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を推進する。また、窒素、りんに係る汚濁負荷量削減のために高度処理化を推進する。

・ 産業系

指定地域内事業場については、6次にわたる水質総量規制基準によりかなりの負荷量削減が図られてきており、こうした実態を踏まえ、処理技術の動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。

・ その他系

農業は、田畑等の施肥量の適正化等による環境保全型農業を一層推進する。

畜産農業は、家畜排せつ物処理施設の整備や適正管理を一層推進する。

イ 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等

- ・ 残された干潟・藻場を保全を推進する。
- ・ 失われた干潟・藻場の再生を推進する。
- ・ 浚渫や覆砂等の底質改善対策を推進する。
- ・ 海底窪地の埋戻しを実施する。

第3 今後のスケジュールについて

国が行う平成23年3月のC値範囲の告示、4月の第7次水質総量削減基本方針の策定及び関係都府県への通知を受けて、県は第7次水質総量削減計画とC値の見直しの検討を行う必要がある。

今後のスケジュールは以下のとおりである。

平成23年	4月	県環境審議会への諮問、同審議会から水質部会への付託
	4～6月	水質部会2～3回開催(上乘せ条例に係る議題を含む)
	7～8月	パブリック・コメント
	9月	水質部会開催 環境審から知事へ答申
	10月	水質総量削減計画公告、C値告示

第7次水質総量削減計画策定に向けた事務手続き

	県	国
H22 3月		第7次水質総量削減の在り方 (H22.3答申) ・東京湾、伊勢湾、大阪湾は今後とも着実に水環境改善のための取組が必要 など
H22 4月 11月		中央環境審議会 水質部会 総量規制基準専門委員会 第7次水質総量削減基本方針の検討 水質総量規制基準の見直し(案) ・C値の範囲等
12月		第6次目標量の達成状況チェック C値範囲(案)のパブコメ
H23 1月		第7次水質総量削減基本方針(伊勢湾の指定地域) ・発生源別の削減目標量 生活系、産業系、その他系 ・県別の削減目標量 愛知県、岐阜県、三重県 中環審水質部会 C値範囲(案)の最終検討
2月		
3月	通知	C値範囲の告示
H23 4月 9月	第7次水質総量削減基本方針 〔伊勢湾の発生源別・県別削減目標量、削減の方途等〕 環境審議会水質部会 第7次水質総量削減計画の検討 ・削減目標量 ・達成のための方途 〔生活排水対策、基準の設定、その他発生源対策、環境教育・啓発、その他の事項(河川浄化、干潟造成等)〕 C値見直しの検討 ・国のC値範囲内で設定 ・業界団体等と協議	
	総量削減計画(案)、C値(案)パブコメ(7月)	
10月	総量削減計画公告、C値告示	
11月	周 知	
	C値基準の適用 予定 新設：H24.1.1から 既設：H26.4.1から	